

(会議の経過) 第4回こども園の運営のあり方検討部会会議録

発言者	議題・発言内容
委員	教育委員会と民間保育所部会との協議の状況、ガイドラインの修正部分について事務局より説明を。
事務局	先週の全体会議で民間の保育所部会とガイドラインについて協議をせよということになったが、合同での協議はできなかった。9日に民間保育所だけで協議をいただき、代表から報告を受けた。社会福祉法人として理念、独自性を持ち、民間の良さも出しながら運営してきているが、ガイドラインによって無くなってしまわないか。職員の配置等について市はどこまでの支援をしてくれるのか、具体的なところが見えてこない、などの内容であった。このガイドラインについては、新たなものを運営していくためのものとして協議いただいている。理念や地域事情等違う中で個別に協議していく必要がある。基本的にここで示す職員の配置等については市が財政支援をしていかなければいけないと考えており、個別に民間保育所と、また、民間保育所部会全体で協議する中で決めていきたい。
事務局	民間保育所部会にはガイドラインの骨子は示させてもらったが、素案として全体を出したのは前回の全体会が初めてだった。具体的な支援が分からないということだが、今このガイドラインの中で金額を明確にすることはできない。ガイドラインで協議していき、決まった中で明確に示していけることと思う。法人としての独自性が失われるのではないかという話もあったが、こども指針については必要との意見だった。今後どのように認定こども園を作るかとなった時には不安材料が出てくるとは思うが、協議をする中で1つ1つ解決していこうという話になった。
事務局	※資料について説明
委員	社会福祉法人と市の話し合いの説明があったわけだが、そのことについて意見はないか。ガイドラインの訂正についてはどうか。「理事会、評議員会への市職員の参画」が必要に応じてとなっているが、初めの説明にあった、市の職員が理事会に加わるということはなくなるのか。
事務局	市と地域とで協議する中で、参画していく地域や、そこまでする必要はないという意見の地域など、地域の意見を踏まえた中で必要に応じてという表現にしている。全ての地域で参画しないわけではない。
委員	この内容で市がきちんと社会福祉法人を説得できるのか。取り決めを守ってもらうための「遵守する」という表現ではないか。表現を和らげて本当に良い認定こども園ができるのか。
事務局	義務付けという文言は除いているが、内容は変えていない。ガイドラインに出たことは遵守してもらうことになる。担ってもらう法人の選定、運営についても保護者、事業者、教育委員会の三者の中で一緒に作っていこうという理念に変わりはない。ただ、この部会の中で「義務」という文言は必要だということなら、協議のうえ決めていただきたい。
委員	この事業が完成するまでに市の今の職員が異動してしまったらどうなるのか。書いてある文章だけが残ることになる。行政が一步引いて民間が入り易いようにしている感じを受ける。
事務局	今まで委員の方に議論していただいたことを素案とし事務局でまとめている。

事務局	必要な部分は当然必要ということで、項目は削ったり修正したりはしていない。表現的に変えさせてもらっている。
委員	協定書の締結についてはそのまま、ガイドラインの履行について、事業主と協定書を締結して法的な拘束力を持たそうとしている。
委員	将来的に市が運営に関与しないというようなことがないように、きちんと抑えていく必要がある。当たり障りのない表現にするのはどうかと思う。
事務局	「指導」が「指導・助言」に変わっているがどういう意味か。
委員	教育委員会には小学校、中学校を管轄する指導主任、幼稚園、保育所を指導する職員もいる。教育委員会の中でも指導・助言という言葉を使っている。
委員	公立では教育委員会が指導するが、法人に教育委員会が直接、指導するということとは少し違って来るのではないか。
委員	履行されるかどうかに不安を持つのは当たり前だが、それがきちんと履行されていけば到達点は見えてくるだろう。社会福祉法人側からすると、それがずっと続くのかという不安があるのではと思う。理事会、評議員会に市の職員が入るほうが、公平、公正な運営をしていくためには良いのではないか。逆にそこで園から市に要望やお願いをすることもできると思う。
委員	ガイドラインの文言に、最終的に市として強制力を持った指導をするということが入っていれば安心されるのではないか。例えば「施設機能及び施設整備・施設運営費について」のところも、もう少し市が強制力を持って厳しくするというを示していけば安心できるのではないか。
委員	前回の全体会でガイドラインを示し、社会福祉法人は受けられないとのことだったが、民間でありながら市の教育委員会が関与していくことが伝わった。今回、文言を変えたことで、民間の特色が浮き上がってくると感じる。例えば「義務付ける」は義務であり、それを取ってしまうと意味合いが違ってくる。
委員	前回の会議で民間保育所と話し合うとのことだったが、それが交渉の第一段階になったのではないか。保育所から「義務付ける」は厳しすぎるという意見が出たのではないか。守ってもらうところはきちんと「義務付ける」を残した方が良いと思う。
事務局	民間保育所と具体的に文言について細かく議論はしていない。支援の金額、補助などの内容が見えてこないのが不安だと言う意見は出た。表現的な修正は事務局がしたものである。民間部会ともっと協議をして欲しいという意見も出ており、引き続き協議が必要と思っている。
委員	内容が変わらないというのであれば、表現を変えなくても良いのではないか。保護者からしたらハードルの高いものとは思わない。「必要に応じて」という表現だと、しなくていいのかとも思う。ここでは納得されるかも知れないが、保護者や地域の方は納得しないのではないか。あえてこちらがハードルを下げたように受け取られるようなことはしなくても良いのではないか。
委員	三者による運営協議会の設置は、「…検証するものとする」が消えているが、これは「しなければならぬ」にしてもらった方がよいのでは。
事務局	運営協議会の設置は、事務局が想定しているのは、認定こども園の移行にあたって出てくる色んな課題について、三者で協議会を作り確認していこうということで、移行期間のことである。
委員	そうすると理事会、評議員会への市職員の参画のところは、「必要に応じて」

委員	は取り除いた方が良いのではないか。
委員	「必要に応じて」となると「入らなくて良い」という捉え方になるのでは。今までの協議では市の職員が必ず入るとのことだったと思う。
事務局	市が入って責任を持つとのことだった。「必要に応じて」だと、どちらでも良いという捉え方になる。市の職員が入る必要が無いということになる。
事務局	事業者と市だけで協議して決めるということではなく、地域の中でいろんな協議を進める中で決めていくという意味合いで「必要に応じて」としている。
事務局	理事会、評議員会には入ることができる地域の方が限定されてくる。幅広く保護者などに入っていただくように運営協議会の設置を考えている。「必要に応じて」とは地域と保護者が望んでいないのであればという意味で、その後、運営について疑問が出てくるようならば、必要に応じて途中から市の職員が参加することも可能であるというように幅を持たせたものである。
委員	運営協議会はいつまでの組織か。理事会、評議員会は。
事務局	理事会、評議員会は設置が必須である。運営協議会は基本認定こども園が立ち上がるまでを考えているが、地域によっては、その後の存続もありえる。
委員	民間寄りなら「必要に応じて」になる。市がより高いレベルのものを求めるなら「必要に応じて」は必要ない。民間にしたら理事会に市職員が参画するのは邪魔なことだろうが。
委員	保育所の部分は今まで経営してきている民間の方が詳しい。しかし幼稚園の部分はなかったのだから、その部分加わることになったら、教育委員会が相当の責任を持たないといけない。保育所の部分は「必要に応じて」でも良いかもしれないが、幼稚園の部分は責任が大きい。軌道に乗るまで何年かかるかは分からないが、当分の間は教育委員会に入ってもらわないといけない。
委員	理事会は多くて月に1回くらいと思うので負担にはならないと思う。従来の私立の保育園にも補助金は出していると思うが、今まで以上に、認定こども園は人件費等もかかるだろう。従来よりもお金が動くなら、きちんと関わっていかないとはいけないと思う。
委員	理事会、評議員会のところに「必要に応じて」を加えることは必要か。
事務局	地域に応じて異なる特徴があるので、保護者や地域の方が必要ないと言うのなら必要ないであろう。このような想定で付け加えた。
委員	これは外して欲しい。
委員	研修に参加したくても職員が不足してなかなか参加できないとの話だったが、参加のための非常勤の職員の配置も必要になるのではないか。
事務局	質を向上させるためには、指導者のレベル、スキルアップが必要。しかし保育所は民間でも公立でも保育士が不足し、休日でないとい研修を受けにくいという状況があり、研修のための加配職員をつけることを考えている。
委員	研修も、罰則規定でもないとい参加しない可能性が出てくるのでは。
事務局	ガイドラインの中でも職員の配置を謳っているが、それに対する市からの財政的な補助金のチェックという形での対応で、履行確認はできると思う。
委員	運営費の「宍粟市が規定する認定こども園補助金交付要綱(仮称)」は、今から作っていく話なのか。
事務局	運営費について、大きな考え方は市として政策決定しているが、細かく1人当たりについてのことや個々の事業に対してなど、詳細については今後ガイドラ

委員	インが定まってから詰めていくことになる。
事務局	加配の基準についてはどうか。
委員	教育・保育の質の向上部会で、職員の配置についても検討してもらっている。ガイドラインの中にもあるが、職員の配置で充実を図るためには、通常のこども数から算定される他にも、研修の充実を図るための職員、養護教員等の配置が質の向上を図っていくためには必要になるということも考えてもらっており、これらも含めて補助金要綱を決めていく必要があると考えている。
事務局	千種はこれから子どもが増える見込みは少ないと思う。運営ができるように支援なり、加配を手厚くしていく宍粟市なりの基準を作りたいという意見が出ていたと思うので、示してもらったほうが地域や保護者にとっては安心すると思う。保育料も西播磨の中では低い方だということだったが、他の地域の市町と比べると高いと思うので。手厚くということなら保育料も示していけば納得しやすいのではないかな。
事務局	ガイドラインは民間が運営するにあたり必要なことを議論してもらっている。保育料などは市の施策の内容の部分で、市の子育て支援計画等、別の施策の中で検討していくことになる。
事務局	西播磨では、宍粟市の保育料は比較的安くなっている。本来、国が年齢に応じて保育料の基準を決めているが、宍粟市はそこから30%、多いところで35%補助している。
委員	ガイドラインには沢山の項目が書かれている。管理をする側としては仕方が無いかもしれないが、受ける側や子どもの立場からは、どんな認定こども園を立ち上げようとしているのか分かりにくい。誰が見ても分かり易いようにしてもらわないと。市の職員の派遣、研修の充実など書いてあるが、人事交流については、社会福祉法人とは、どのような話をされているのか。
事務局	民間同士の人事の交流については、公立の幼稚園、保育所での交流は市の職員なので当然可能であるが、民間同士ではルールがなく、人事交流は難しい。
委員	1度も保育園畑から出たことがない保育園で、このガイドラインがクリアできるのか。同じ園ばかりで、人事異動などで他に行くことがないということが1番心配なところ。千種の場合は民間保育所が1つしかなく特に心配。
事務局	今は保育所だけの運営だが、幼保連携型の認定こども園は幼稚園を設置してもらおうことになる。研修等もちろん必要になってくる。職員が動かないということについては、人事異動はないので、園評価や理事会・評議員会において議論が出てくるのではないかなと思う。今後進めていくのは、幼保連携型の認定こども園を新たに設置し、それに向かって職員の研修や雇用、市の職員の派遣を行っていく。このことで質の向上を図っていこうとしている。
委員	理事会は年3、4回位で、内容はガイドラインに書いてあるようなことではなく、運営や園長の交代などを協議していたと思う。そこでこのような難しい内容が入ってきて、機能するのだろうか。
委員	ガイドラインのこういったところが不満か。ガイドラインに適応できないところは選定されないということ。今は個別の保育所が適応できるのかどうかの議論ではない。千種で1つしかない保育所が受けるとすれば、ガイドラインに沿って理事会や評議員会に市の職員が入る。改善されていないといけない。それで無理なら受けられない。

委員	「保育・教育内容の継続と拡充事項の履行」のようなところは、父兄の立場からすると「義務付け」として欲しい。
委員	基本的に何も修正をしてもらう必要はなかったと思う。住民や保護者が不安を持たないガイドラインを作らないといけないという思いがあったので厳しくなった部分もあるが、これをこころろ変えてもらおうと困る。今までの協議の経緯があってできたものである。仮にこれを無理やり押し付けた場合、本当にできるのかということとはよく念を押しておいてもらわないといけない。
事務局	無理やり押し付けるつもりはない。選定する組織も設けて選定していくことになる。
委員	例えばガイドラインのとおりにはできなかつたときに、じゃあ他の法人が担うことができるのかどうか。
事務局	まず、地元の社会福祉法人に担っていただきたい。担ってもらうためにはガイドラインのレベルに達してもらわないといけない。そのように努力していただくことも踏まえたうえで、ガイドラインを遵守していただきたい。こういったことを前提に議論している。
委員	ガイドラインを承知して受けたが、運営していくうちにできないということになったら、市がきちんと指導するのか。今回内容を書き換えているように、少しずつ内容を修正してでも、そこに担ってもらうのか。
事務局	どの法人もガイドラインの素案を見て、軽くは考えてはいないと思う。全体会の意見でもあったように、ハードルが高いと感じている。民間保育所と一語一句文章内容を付きあわせていないが、軽く受け止められないガイドラインになっているので、法人もそう意識してもらっていると思っている。
事務局	「義務付け」という文言を削除しているが、最後の協定の締結が法的な拘束力になると考えている。基本的にはガイドラインを遵守することが前提だが、それだけでは守ってもらえないこともあるので、市と事業主の間で協定を締結していく。
委員	「保育・教育内容の継続と拡充事項」のところをもっと保護者に分かりやすくして欲しい。「こととする」「ものとする」の違いも分かりやすくして欲しい。
事務局	「こととする」「ものとする」については、文章表現の強弱でそうしているが、表現を統一させてもらう。
委員	「宍粟市教育委員会による進行管理」のところでも、移行準備期間だけではなく、それ以後も問題が生じた場合、市が関与するようにするような文言が必要になってくるのではないかと心配な部分がある。
事務局	この移行期間については、移行に向けてのところから運営が軌道に乗るまでの大切な期間ということで特出しをしている。
委員	現在の認可されている保育所は、定期的に審査や、認可の更新をしていく制度のようなものはあるのか。
事務局	認可の更新というのはない。民間の保育所の管轄は県であり、定期的に指導監査は入っており、市も加わり定期的なチェックは行われている。
委員	しばらくは、監査、審査をしてみてもどうか。安心な部分が出てくるのではないかと。ガイドラインのことで民間保育所と個別に協議するということがあったが、先日の全体会でぱっと示された文言だと、誰でも少しは厳しく感じると思う。だがそれをどのように上手に前向きに進めていくかということも協議する

事務局	ということではなかったのか。 その通りで、文言的に個々の表現をどうしていこうかということは議論していない。今後、具体的なことは今から協議することとしている。民間が表現を変えて欲しいという希望があったから変えたということでは絶対はないので誤解しないでいただきたい。
委員	文章を元にもどしてはどうか。話し合われたことが訂正されていたら、調整して文言を変えたと思ってしまう。
事務局	ご意見のあった監査、審査については、「認定こども園の評価」のところだが、これは園の身内だけで判断するわけではなく、第三者により評価するもので、これが監査、審査にあたるものになるかと思う。
委員	協定書というところで、先日、姫路市の子ども子育てシンポジウムに参加した中で、公私連携の幼保連携型認定こども園という制度があると聞いたが、宍粟市はこれになるのか。
事務局	現行の制度だと、公立の幼稚園を民間に委託等できない。新たな法律では、施設は公が建てるが、それを社会福祉法人にお願いすることができることになっている。公の施設を民間に任せる、それが公私連携型の認定こども園になる。今まではそれができなかった。
委員	いろんな事項や、協定書の有効期間も定めていて、協定違反した時の措置というような内容もあったので参考にしたら良いと思う。この部会は今日で終わりになるのか。
委員	できれば今日で終わりにしたい。他に何か意見があれば今日、言って欲しい。
委員	保育料、給食費の滞納などの問題はどうか。滞納をしたら退所させる、させないなどは決めなくていいのか。
事務局	保育料や滞納はガイドラインでなく、別に決めるのが良いかと思う。ガイドラインは民間が認定こども園を運営していくための道標である。ただ、滞納があるから退所させるということは、法で認められていない。
委員	滞納があるのに市が補助金を出すのはおかしい。滞納がないことを前提で考えていかないと。滞納があったらどうしようかの議論はしてはいけないと思う。滞納分は市が補てんするとなると、園として徴収努力をしなくなってしまう。
委員	今日の資料の訂正は最終どこになるのか。
事務局	※指摘のあったところを確認する。 細かい文章の表現については検討する。最終的には全体会を1回開き、部会のガイドラインの素案を出していく形になると思う。本日の協議で修正等したものを会長、副会長に確認してもらい、その後委員の方に送付したい。
委員	部会は今回で最後で良いと思うがどうか。
委員	それで良い。
事務局	明日、明後日、他の部会があり、その部会の協議によって次回の全体会の日程が決まる予定。決まり次第、案内する。